

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年7月4日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年6月12日農林水産省告示第707号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
杉山孝平	浜松市天竜区春野町和泉平字龍沢508の1（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
高松秀司	浜松市天竜区水窪町地頭方2782の3、2782の4、2783 浜松市天竜区水窪町地頭方2782の1（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
小原半三郎	浜松市天竜区佐久間町奥領家848（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所